

本庁における休憩時間について

新型コロナウイルス感染症の自主的な感染対策の取組として、本庁における昼の休憩時間を次のとおり変更しています。

- 5月8日から5月31日まで（4月1日から継続）
- 8月1日から9月30日まで
- 12月1日から1月31日まで

休憩時間	
11時30分～12時30分	12時30分～13時30分
(1階) 総務部、 人づくり・県民生活部、 会計管理局 (2階) 保健医療介護部、 福祉労働部 (3階) 総務部、保健医療介護部、 環境部、各種委員会 (4階) 教育庁 (5階) 人づくり・県民生活部、 農林水産部	(6階) 企画・地域振興部、 人づくり・県民生活部、 県土整備部 (7階) 商工部、建築都市部 (8階) 秘書室、総務部、 企画・地域振興部、 人づくり・県民生活部 (9階) 総務部、企画・地域振興部

- 6月1日から7月31日まで
- 10月1日から11月30日まで
- 2月1日から3月31日まで

休憩時間	
11時30分～12時30分	12時30分～13時30分
(6階) 企画・地域振興部、 人づくり・県民生活部、 県土整備部 (7階) 商工部、建築都市部 (8階) 秘書室、総務部、 企画・地域振興部、 人づくり・県民生活部 (9階) 総務部、企画・地域振興部	(1階) 総務部、 人づくり・県民生活部、 会計管理局 (2階) 保健医療介護部、 福祉労働部 (3階) 総務部、保健医療介護部、 環境部、各種委員会 (4階) 教育庁 (5階) 人づくり・県民生活部、 農林水産部

※ お問い合わせは総務部人事課総務係まで（電話番号：092-643-3036）